		定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号ロにおいて同じ。）を
第十条第一号ロ	又は法科大学院派遣職員が	、法科大学院派遣職員又は一般職博覧会派遣職員が
	業務又は教授等の業務	業務、教授等の業務又は一般職博覧会派遣職員の博覧会協会の特定業務

附　則

この省令は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行の日（令和元年五月二十三日）から施行する。